

令和8年度近畿農政局和歌山平野農地防災事業所車両点検整備等請負業務（単価契約） 仕様書

第1 総則

- 1 受注者は、近畿農政局和歌山平野農地防災事業所において使用する仕様書別紙1の車両について、道路運送車両法に定める定期点検基準に基づく車両の整備及び定期点検、その他発注者又は契約書第9条第1項に定める発注者の指定した職員（以下「発注者等」という。）の指示する作業を行うものとする。
- 2 本業務の実施に際しては、関係法令に定めるところのほか、本仕様書に定めるところにより実施するものとし、本仕様書に定めがない事項は、発注者等と協議により定めるものとする。
- 3 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 4 本業務の実施に際し、発注者等及び第三者の車両・建物・備品その他の財産等に損害を与えた場合は、直ちに発注者等に通知するとともに、発注者等の指示に従い必要な措置を行うこととし、必要な費用は発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き受注者の負担とする。
- 5 業務の実施に際しては、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）別記22-5に定める判断の基準を遵守すること。

第2 業務の内容等

- 1 業務の対象となる車両は仕様書別紙1のとおりとし、行う整備等の内容は、契約書第9条第1項に定める発注書により発注者等が別途定める。
- 2 受注者の整備工場等への回送は、発注者等が特に指示した場合を除き受注者が行うこと。
- 3 引き取り日、整備の日時、履行期限等については、発注の都度、発注者等と契約書第7条第1項に定める業務責任者が協議の上、発注者等が決定する。
整備車両については、車庫所在地より車両を引き取り、点検・検査実施後、発注書に定める履行期限までに返還すること。ただし、軽微な整備等については、発注者等と協議の上、車庫等において実施することも可能とする。
- 4 交換部品については、メーカー純正品又はメーカーが指定する規格と品質を有しているものを使用すること。
- 5 整備等に伴い廃棄物等の発生品がある場合は、発注者等が特に発注者等への引き渡しを指示した場合を除き、受注者の負担により適正に処分すること。
- 6 タイヤ履き替え作業については、組み替えバランス、廃タイヤ処理及び装脱着の全てを含むものとし、工数を記載するものとする。
- 7 検査、自動車損害賠償責任保険料（法定料金）の納付、自動車重量税（税金）の納付等の一切の手続は受注者が行うものとし、必要な費用は受注者の負担とする。
ただし、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は発注者が第4により負担するものとする。
- 8 交換用の夏用タイヤについては、車種毎のカタログに示された規格とし、かつ、転がり抵抗性能の等級がA以上で、ウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内である「低燃費タイヤ」とする。ただし、上記条件を満たす商品が市場に出回っていない場合は環境負荷のより少ないものとする。
- 9 交換用のバッテリーについては、新車搭載バッテリー形式相当品以上であり、バッテリー交換対象車両に搭載可能な規格とする。

第3 発注

- 1 発注者等は、車両の整備等を請求する場合は、契約書第9条第1項に定める発注書を業務責任者に交付するものとする。
- 2 業務責任者は、車両の点検を行った結果、発注者等の指定した整備項目及び部品等の交換等について必要ないと判断される場合、若しくは発注者等の指定した部品以外の部品について整備・交換等が必要であると判断した場合は、当該部品の整備・部品の交換等を行う前に発注者等と協議し、その指示を受けなければならない。
- 3 発注者等は、前項により協議を受けた場合において、発注者等が整備項目及び当該部品の交換等が不要若しくは必要と判断した場合は、第5項の場合を除き、発注内容の変更を行うものとする。
- 4 前項の場合において、発注者等が発注書において定めた履行期限内に整備等を完了することが困難であると認められるときは、契約書第14条に定めるところにより履行期限を変更するものとする。
- 5 発注後に契約に定めのない事項について整備、部品の交換等が必要となった場合、当該内容について追加整備に係る費用の見積をするものとする。
発注者等が当該費用について適当であると判断した場合には、当該内容について受注者に通知し、本契約に含めるものとする。

第4 自動車損害賠償責任保険料（法定料金）及び自動車重量税（税金）の扱い

車検時に必要となる自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は、月単位ごとの車検点検実施前に受注者が所要額を発注者に所定の請求書（別紙様式第2-1号）により請求し、請求金額の受領を確認した後で行うこととする。

なお契約期間中に自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の改正等に伴い、金額の変更があった場合は、改定後の金額を請求するものとする。

第5 請負代金の計算

- 1 整備等に要する工賃の計算は、発注者等が依頼した整備等について、以下に定める工数により算出した工数の合計に契約書別紙1に定める単価を乗じて行うものとする。
 - ア 契約書別紙1に定めがある項目については、契約書別紙1に定める工数
 - イ 仕様書別紙2、3に定めがある項目については、仕様書別紙2、3に定める工数
 - ウ 以上に定めのない項目については、同種・同類等項目の工数とする。また、これによりがたい場合は、契約書第13条により協議の上決定する。
- 2 整備等に要する部品等の代金の計算は、発注者等が依頼した整備等について、契約書別紙2に定める単価を乗じて行うものとする。ただし、契約書別紙2に定めのない部品等については、契約書第13条により協議の上決定する。
- 3 請負代金の計算に際しては、前2項に定める金額を1台毎に算定した上で、1円未満の端数が生じた場合は1台毎に当該端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項ア中、車両の回送に要する工数については、原則として発注者等が車両を引き渡した場所から受注者の整備工場までの往復のみを計上するものとし、その他の車両の移動については、発注者等が特に特定の場所への移動を指示した場合を除き計上しない。また、受注者の都合により整備等の途中において車両をいったん発注者等へ返却する場合の移動については計上しないものとする。

- 5 第1項ア中、現場作業の工数については、上記第2第3項ただし書きによる車庫等での軽微な作業のため、受注者が移動する整備工場から車庫等への往復のみを計上するものとし、第4項と同じくその他の移動等については計上しないものとする。
- 6 前2項における発注者等が特に特定の場所への移動若しくは作業を指示した場合は、契約書第13条により協議の上決定する。

第6 検査、請求、支払

- 1 業務責任者は検査・整備及び必要な手続を完了する都度、契約書第10条第1項に定める作業報告書（様式任意、参考：別紙様式第1号）に以下に定める関係書類（イ、ウは、該当がある場合のみ）を添えて発注者に通知しなければならない。
 - ア 整備記録簿
 - イ 自動車検査証
 - ウ 自動車損害賠償責任保険証明書
- 2 代金の請求及び支払いについては、上記第3第1項により1件の発注書で発注者等が依頼した車両について契約書第10条第2項の検査が完了した後に行うものとする。
- 3 受注者は所定の請求書（別紙様式第2-2号）をもって請求するものとする。

第7 保証

受注者は、契約書第10条第2項に定める検査に合格した日から起算して6ヶ月が経過する日若しくは走行距離が10,000kmに達した日のいずれか早い日までの間、受注者負担により整備等の内容について保証しなければならない。

第8 環境負荷低減のためのクロスコンプライアンス

- 1 主な環境関係法令の遵守
受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
 - (1) エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
 - (2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
 - (3) 生物多様性への悪影響の防止
 - ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
 - (4) 環境関係法令の遵守等
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- 2 環境関係法令の遵守以外の事項
受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書（仕様書別紙4）として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。
 - ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
 - イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用

等) の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第9 その他

- 1 本業務にかかる履行場所は令和8年4月1日現在の状況であり、名称、場所数について変更する場合がある。
- 2 本業務の予定数量については、事情により増減する場合がある。

自動車整備標準作業点数表

車名		三菱	トヨタ	スズキ	スズキ	
車種		ミニキャブバン	カローラフィールダー	スパーシア	エブリィ	
型式		HBD-DS64V	DBA-NZE161G	DAA-MK42S	HBD-DA17V	
2年点検	基本点検(2WD)		2.2			
	基本点検(4WD)	2.0		2.0	2.0	
	保安確認検査	1.5	1.5	1.5	1.5	
法定定期点検時附加作業 (1年、2年、12ヶ月点検時に適用)	下廻り塗装	1.0	1.2	1.0	1.0	
	ヘッドライト調整	0.3	0.4	0.3	0.3	
	フロント及びリヤ・ブレーキ清掃(1台)	0.3	0.3	0.3	0.3	
	エンジン・下廻り洗浄	1.0	1.2	1.0	1.0	
	日常点検	0.3	0.3	0.3	0.3	
	長期使用車両推奨点検	0.5	0.5	0.5	0.5	
	Vベルト全数調整	0.5	0.1		0.5	
	〈整備追加点数〉A/C付					
	〈整備追加点数〉P/S付					
	Vベルト全数取替	0.6	0.4	1.1	0.9	
	オイル・フィルタ取替	0.3	0.5	0.2	0.2	
	〈整備追加点数〉アンダ・カバー付			0.1	0.1	
	エンジン・オイル取替	0.1	0.1	0.1	0.1	
	〈整備追加点数〉アンダ・カバー付	0.1	0.1	0.1	0.1	
	エンジン冷却液(クーラント)取替	0.6	0.7	0.4	0.5	
	バッテリー比重測定/電解液補充	0.1	0.1	0.1	0.1	
	フロント・ドライブ・シャフト・インナ・ブーツ取替 (右側)(含ドライブ・シャフト脱着)	1.2	1.4	1.2	1.2	
	フロント・ドライブ・シャフト・インナ・ブーツ取替 (左側)(含ドライブ・シャフト脱着)	1.2	1.4	1.2	1.2	
	フロント・ドライブ・シャフト・アウト・ブーツ取替 (右側)(含ドライブ・シャフト脱着)	1.4	1.6	1.3	1.3	
	フロント・ドライブ・シャフト・アウト・ブーツ取替 (左側)(含ドライブ・シャフト脱着)	1.4	1.6	1.3	1.3	
	フロント・トーイン調整(1軸)	0.4	0.4	0.4	0.4	
	フロント・ディスク・パッド取替(1台)	0.4	0.4	0.4	0.4	
	リヤ・ディスク・パッド取替(1台)					
	リヤ・ブレーキ・シュー取替(1台)	0.6	0.6	0.6	0.6	
	リヤ・ホイール・シリンダO/H(1台)	1.0	1.0	1.0	1.0	
	パーキング・ブレーキ調整(含ブレーキの引きずり点検)	0.3	0.4	0.3	0.3	
	ブレーキ・フルード取替	0.3	0.3	0.3	0.3	
	スキャンツールによるダイアグ・コードの読み取り・消去	0.2	0.2	0.2	0.2	
	整備工数		17.6	18.9	17.2	17.6
	備考					

自動車整備標準作業点数表

車名		日産	スバル	スズキ
車種		セレナ	フォレスター	エブリィ
型式		DAA-HG26	DBA-SJ5	HBD-DA17V
1年点検	基本点検(2WD)	1.6		
	基本点検(4WD)		1.7	1.5
法定定期点検時附加作業 (1年、2年、12ヶ月点検時に 適用)	下廻り塗装	1.2	1.2	1.0
	ヘッドライト調整	0.4	0.4	0.3
	フロント及びリヤ・ブレーキ清掃(1台)	0.3	0.3	0.3
	エンジン・下廻り洗浄	1.2	1.2	1.0
	日常点検	0.3	0.3	0.3
	長期使用車両推奨点検	0.5	0.5	0.5
	Vベルト全数調整			0.5
	Vベルト全数取替	1.0	0.4	0.9
	オイル・フィルタ取替	0.2	0.2	0.2
	〈整備追加点数〉アンダ・カバー付			0.1
	エンジン・オイル取替	0.1	0.1	0.1
	〈整備追加点数〉アンダ・カバー付	0.1	0.1	0.1
	エンジン冷却液(クーラント)取替	0.9	0.5	0.5
	バッテリー比重測定/電解液補充	0.1	0.1	0.1
	フロント・ドライブ・シャフト・インナ・ブーツ取替(右側)(含ドライブ・シャフト脱着)	1.8	1.6	1.2
	フロント・ドライブ・シャフト・インナ・ブーツ取替(左側)(含ドライブ・シャフト脱着)	1.6	1.3	1.2
	フロント・ドライブ・シャフト・アウト・ブーツ取替(右側)(含ドライブ・シャフト脱着)	2.0	1.8	1.3
	フロント・ドライブ・シャフト・アウト・ブーツ取替(左側)(含ドライブ・シャフト脱着)	1.8	1.5	1.3
	フロント・トーイン調整(1軸)	0.4	0.4	0.4
	フロント・ディスク・パッド取替(1台)	0.4	0.4	0.4
	リヤ・ディスク・パッド取替(1台)	0.4	0.4	
	リヤ・ブレーキ・シュー取替(1台)			0.6
	リヤ・ホイール・シリンダO/H(1台)			1.0
	パーキング・ブレーキ調整(含ブレーキの引きずり点検)	0.4		0.3
	ブレーキ・フルード取替	0.3	0.3	0.3
	スキャンツールによるダイアグ・コードの読み取り・消去	0.2	0.2	0.2
整備工数		17.2	14.9	15.6
備考				

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> ・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	□	□
<ul style="list-style-type: none"> ・その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

番号 ○○-○

発 注 書

令和 年 月 日

(請負業者名) 殿

契約等担当職員
又は補助職員

下記により整備等を実施されたい。

記

品 名	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり			
納 入 場 所	和歌山平野農地防災事業所		
納 入 年 月 日	令和 年 月 日		
業 者 名	(請負業者名)		
備 考			

注意事項 この発注書は作業報告書に添付してください。

番号 ○○-○

発 注 書 (控)

下記のとおり発注してよい。

令和 年 月 日

契約等担当職員
又は補助職員

担 当 者

記

品 名	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり			
納 入 場 所	和歌山平野農地防災事業所		
納 入 年 月 日	令和 年 月 日		
業 者 名	(請負業者名)		
備 考			

番号 ○○-○ 発 注 書 (変 更)

令和 年 月 日

(請負業者名) 殿

契約等担当職員
又は補助職員

下記により整備等を実施されたい。

記

品 名	数 量	単 価	金 額
別紙変更内訳書のとおり			
納 入 場 所	和歌山平野農地防災事業所		
納 入 年 月 日	令和 年 月 日		
業 者 名	(請負業者名)		
備 考			

注意事項 この発注書は作業報告書に添付してください。

番号 ○○-○ 発 注 書 (変更) (控)

下記のとおり発注してよい。

令和 年 月 日

契約等担当職員
又は補助職員

担 当 者

記

品 名	数 量	単 価	金 額
別紙変更内訳書のとおり			
納 入 場 所	和歌山平野農地防災事業所		
納 入 年 月 日	令和 年 月 日		
業 者 名	(請負業者名)		
備 考			

修繕内容一部変更伺書

年 月 日

(発注者)

殿

(業務責任者)

下記のとおり発注を受けた車両の修繕について、分解点検の結果、整備変更内訳のとおり変更が生じたので報告します。

発注番号			
車種		車両番号	
発注年月日		納期	

整備変更内訳

1. 労務費			
整備内容	単位	数量	備考
2. 部品代等			
部品名	単位	数量	備考

上記について修繕の変更を指示する。
納期については 令和 年 月 日 までとする。
(業務責任者)

殿

(契約担当職員)

作業報告書

令和 年 月 日

(発注者)

殿

(業務責任者)

下記のとおり、修繕等作業を行ったので納入します。

発注番号		車種	
車両番号		修繕概要	
発注 年月日	(当初)	年 月 日	(当初)
	(変更)	年 月 日	(変更)
納期		納期	
引渡 年月日		引渡場所	
納入 年月日		納入場所	

修繕金額		円
------	--	---

(別紙様式第2-1号)

請 求 書

令和 年 月 日

殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年度近畿農政局和歌山平野農地防災事業所車両点検整備等請負業務(単価契約)にかかる自動車損害賠償責任保険料(法定料金)及び自動車重量税(税金)について、下記のとおり御請求します。

請求金額 円

(単位:円)

車両登録番号	自動車重量税	自賠責保険料	合計	備考
合計				

請 求 書

令和 年 月 日

殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和8年度近畿農政局和歌山平野農地防災事業所車両点検整備等請負業務(単価契約)にかかる請負代金について、下記のとおり御請求します。

請求金額 円

(単位:円)

発注書番号	発注金額	備考
合 計		